

太田市介護ロボット・ICT導入事業費補助金交付要綱

(趣旨)

第1条 この要綱は、介護現場の生産性向上の推進を目的として、介護施設等の大規模修繕に併せて行う介護ロボット・ICTの導入促進を図るため、予算の範囲内で太田市介護ロボット・ICT導入事業費補助金（以下「補助金」という。）を交付することについて、地域医療介護総合確保基金管理運営要領（平成26年9月12日医政発0912第5号・老発0912第1号・保発0912第2号厚生労働省医政局長、老健局長、保険局長連名通知）、群馬県介護基盤等整備事業費補助金交付要綱（平成21年8月26日群馬県制定介高第30175-2号）及び太田市補助金等に関する規則（平成17年太田市規則第76号。以下「規則」という。）に定めるもののほか、必要な事項を定めるものとする。

(補助対象事業者)

第2条 補助金の交付を受けることができる者（以下「補助対象事業者」という。）は、次のいずれかに該当する市内の介護施設等を運営する者とする。

- (1) 地域密着型特別養護老人ホーム
- (2) 認知症高齢者グループホーム
- (3) 小規模多機能型居宅介護事業所
- (4) 看護小規模多機能型居宅介護事業所
- (5) 小規模な介護付きホーム
- (6) 定期巡回・随時対応型訪問介護看護事業所
- (7) 小規模な養護老人ホーム

(補助対象事業)

第3条 補助金の交付の対象となる事業（以下「補助対象事業」という。）は、補助対象事業者が前条各号に掲げるいずれかの介護施設等において、施設の老朽化等に伴う大規模修繕に併せて行う、生産性向上に資する介護ロボット・ICTの導入を行う事業であって、市長が必要と認めたものとする。

(補助対象経費、基準額及び補助金額)

第4条 補助金の交付の対象となる経費（以下「補助対象経費」という。）及び基準額は、別表のとおりとする。ただし、次に掲げる費用については、補助対象経費としない。

- (1) 補助金の交付申請時において、既に実施している事業に係る費用
- (2) 他の国庫負担（補助）制度により、現に当該事業の経費の一部を負担し、又は補助している事業に要する費用

- (3) 前2号に掲げるもののほか、補助対象事業に要する費用として適当と認められないもの

2 補助金の額は、別表の基準額と補助対象経費の実支出額とを比較して少ない方の額と、総事業費から寄付金その他の収入額を控除した額とを比較して少ない方の額（その額に1,000円未満の端数を生じた場合は、これを切り捨てた額）とする。

（交付申請）

第5条 補助金の交付を受けようとする補助対象事業者は、規則第5条に定める補助金等交付申請書に次に掲げる書類を添えて、市長に提出しなければならない。

- (1) 事業計画書（様式第1号）
- (2) 収支予算書（様式第2号）
- (3) 交付申請額内訳書（様式第3号）
- (4) 導入器具等の仕様書又はカタログ
- (5) 見積書又は工事設計書
- (6) 大規模修繕を行う箇所及び導入器具等を設置する箇所等を明示した平面図
- (7) 前各号に掲げるもののほか、市長が必要と認める書類

（交付の条件）

第6条 規則第6条第3項に規定する条件は、次のとおりとする。

- (1) 補助事業（補助金の交付の決定を受けた補助対象事業をいう。以下同じ。）により取得し、又は効用の増加した不動産及びその従物並びに補助事業により取得し、又は効用の増加した単価30万円以上の機械、器具その他の財産については、補助金等に係る予算の執行の適正化に関する法律施行令（昭和30年政令第255号。以下「適化法施行令」という。）第14条第1項第2号の規定により厚生労働大臣が別に定める期間を経過するまで、市長の承認を受けないでこの補助金の交付の目的に反して使用し、譲渡し、交換し、貸し付け、担保に供し、取り壊し、又は廃棄してはならない。
- (2) 市長の承認を受けて前号に規定する財産を処分することにより収入があった場合には、その収入の全部又は一部を市長の定めるところにより、市に納付させることがある。
- (3) 補助事業により取得し、又は効用の増加した財産については、補助事業終了後においても、善良な管理者の注意をもって管理するとともに、その効率的な運営を図らなければならない。
- (4) 補助金の交付の決定を受けた者（以下「補助事業者」という。）は、補助事業に係る収入及び支出を明らかにした帳簿を備え、当該事業に係る収入及び支出について証拠

書類を整理し、当該帳簿及び証拠書類を補助事業の完了の日（補助事業の中止又は廃止の承認を受けた場合には、その承認を受けた日をいう。）の属する年度の終了後5年間保管しなければならない。ただし、補助事業により取得し、又は効用の増加した単価30万円以上の財産がある場合は、当該保管期間を経過後、当該財産の財産処分が完了する日又は適化法施行令第14条第1項第2号の規定により厚生労働大臣が別に定める期間を経過する日のいずれか遅い日まで保管しなければならない。

- (5) 補助事業の完了後に消費税及び地方消費税の申告により補助金に係る消費税及び地方消費税に係る仕入控除税額が確定した場合（仕入控除税額が0円の場合を含む。）は、消費税等仕入控除税額報告書（様式第4号）により速やかに市長に提出しなければならない。この場合において、補助事業者が全国的に事業を展開する組織の支部、支社、支所等であって、自ら消費税及び地方消費税の申告を行わず、本部、本社、本所等（以下「本部等」という。）で消費税及び地方消費税の申告を行っている場合は、本部等の課税売上割合等の申告内容に基づき報告を行わなければならない。
- (6) 補助事業者は、補助金に係る仕入控除税額があることが確定した場合には、当該仕入控除税額を市に返還しなければならない。
- (7) 補助事業者は、補助事業を行うために締結する契約の相手方及びその関係者から、寄付金等の資金提供を受けてはならない。ただし、社会福祉法（昭和26年法律第45号）第113条第2項に規定する共同募金会に対してなされた指定寄付金を除く。
- (8) 補助事業者は、この補助金の交付と対象経費を重複して、法令又は他の要綱に基づく補助を受けてはならない。
- (9) 補助事業を行うために建設工事の完成を目的として締結するいかなる契約においても、契約の相手方が当該工事を一括して第三者に請け負わせることを承諾してはならない。
- (10) 補助事業を行うために締結する契約については、一般競争入札その他市が行う契約手続の取扱いに準拠しなければならない。
- (11) 補助事業が予定の期間内に完了しない場合又は補助事業の遂行が困難になった場合には、速やかに市長に報告してその指示を受けなければならない。
- (12) 補助事業の内容を変更する場合には、市長の承認を受けなければならない。
- (13) 補助事業を中止し、又は廃止する場合には、市長の承認を受けなければならない。
- (14) 補助事業者は、補助金により導入した介護ロボット・ICTによって得られた効果について市長に報告を求められた場合は、これに応じなければならない。

（変更又は中止の申請）

第7条 補助事業者は、補助金の交付の決定を受けた後に補助事業の内容を変更（軽微な変更を除く。）し、又は中止（一部の中止を含む。）しようとする場合は、規則第9条に定める補助金等交付決定変更申請書のほか、変更内容に応じて、次に掲げる書類を市長に提出しなければならない。

- (1) 事業計画書
- (2) 収支予算書
- (3) 交付申請額内訳書
- (4) 前3号に掲げるもののほか、市長が必要と認める書類
（実績の報告）

第8条 補助事業者は、規則第10条に定める補助事業等実績報告書に次に掲げる書類を添えて、市長に提出しなければならない。

- (1) 事業完了報告書（様式第5号）
- (2) 収支決算書（様式第6号）
- (3) 精算額算出内訳書（様式第7号）
- (4) 補助事業を行うために締結した契約に係る契約書の写し
- (5) 大規模修繕を行った箇所及び導入器具等を設置した箇所等を明示した平面図
- (6) 導入器具等の一覧及び写真
- (7) 補助事業に係る経費の支払を証する領収書の写しその他これに準ずるもの
- (8) 前各号に掲げるもののほか、市長が必要と認める書類
（事業遂行等の指示）

第9条 市長は、補助事業者が提出する報告等により、補助事業が補助金の交付の決定の内容又はこれに付した条件に従って遂行されていないと認めるときは、その者に対し、これらに従って事業を遂行すべきことを指示することができる。

2 市長は、補助事業者がその指示に違反したときは、その者に対し、補助事業の遂行の一時停止を命ずることができる。

（交付の決定の取消し）

第10条 市長は、補助事業者が次の各号のいずれかに該当する場合は、補助金の交付の決定の全部又は一部を取り消すことができる。

- (1) 不正な手段によって補助金の交付を受けたとき。
- (2) 補助金を他の用途に使用したとき。
- (3) 補助金の交付の決定の内容若しくはこれに付した条件又は法令、条例、規則若しくはこれらに基づく処分に違反したとき。

(4) 補助事業を予定の期間内に完了しなかったとき、又は完了することが不可能若しくは著しく困難であると市長が認めたとき。

2 前項の規定による取消しは、交付すべき補助金の額の確定があった後においても適用するものとする。

(その他)

第11条 この要綱の施行に関し必要な事項は、市長が別に定める。

附 則

この要綱は、令和6年10月1日から施行する。

別表（第4条関係）

補助対象施設	基準額	補助対象経費
(1) 地域密着型特別養 護老人ホーム (2) 認知症高齢者グル ープホーム (3) 小規模多機能型居 宅介護事業所 (4) 看護小規模多機能 型居宅介護事業所 (5) 小規模な介護付き ホーム	定員1人当たり（(3)及 び(4)の補助対象施設に ついては、宿泊定員1 人当たり） 458,000円	介護施設等の大規模修繕に併せ て行う、介護ロボット・ICT導入 に必要な経費（令和2年4月14日 老高発0414第1号・老振発04 14第1号厚生労働省老健局総務 課長・高齢者支援課長・振興課長通 知「地域医療介護総合確保基金（介 護従事者の確保に関する事業）にお ける「管理者等に対する雇用管理改 善方策普及・促進事業」の実施につ いて」の別紙1・別紙2を準用す る。）
(6) 定期巡回・随時対 応型訪問介護看護事 業所	1施設当たり 7,630,000円	
(7) 小規模な養護老人 ホーム	定員1人当たり 229,000円	

様式第 1 号（第 5 条、第 7 条関係）

事業計画書

事業者名		
施設の名称		
開設年月日		年 月 日
対象施設		☐ 地域密着型特別養護老人ホーム ☐ 認知症高齢者グループホーム ☐ 小規模多機能型居宅介護事業所 ☐ 看護小規模多機能型居宅介護事業所 ☐ 小規模な介護付きホーム ☐ 定期巡回・随時対応型訪問介護看護事業所 ☐ 小規模な養護老人ホーム
定員数		人
事業内容	大規模修繕の内容	
	生産性向上のために達成すべき目標	
	導入する介護ロボット又は I C T	
	導入によって期待される効果	
総事業費		円
事業期間		年 月 日 ～ 年 月 日
添付書類		・収支予算書（様式第 2 号） ・交付申請額内訳書（様式第 3 号） ・導入器具等の仕様書又はカタログ ・見積書又は工事設計書 ・大規模修繕を行う箇所及び導入器具等を設置する箇所等を明示した平面図 ・その他参考資料

様式第2号（第5条、第7条関係）

収支予算書（新規・変更）

1. 収入の部

(単位:円)

項目	予算額	内訳
合計		

2. 支出の部

(単位:円)

項目	予算額	内訳
合計		

様式第 3 号（第 5 条、第 7 条関係）

交付申請額内訳書（新規・変更）

施設の種類

施設の名称

(単位：円)

補助対象事業	総事業費	対象経費の 支出予定額	寄付金その他 の収入額	差引額 D = (A - C)	交付基準額	補助金所要額	交付予定額
	A	B (≦ A)	C		E	F	G

(注) F 欄には、B 欄、D 欄及び E 欄を比較して最も低い額を記入すること。

様式第4号（第6条関係）

（宛先）太田市長

住 所

団体名

代表者

⑨

消費税等仕入控除税額報告書

年 月 日付（指令第 号）で交付決定を受けた太田市介護ロボット・ICT導入事業費補助金に係る消費税仕入控除税額について、次のとおり報告します。

1 補助金の額の確定額 金 円

2 消費税の申告の有無（どちらかを選択） 有 ・ 無

（2で「無」を選択の場合は、以下不要）

3 仕入控除税額の計算方法（どちらかを選択） 一般課税 ・ 簡易課税

（3で「簡易課税」を選択の場合は、以下不要）

4 消費税等の申告により確定した消費税等仕入控除税額 金 円

※添付資料（4を記入した場合に限り、添付すること。）

- ・消費税等の確定申告書（控）写し
- ・課税売上割合・控除対象仕入税額等の計算表の写し

様式第 5 号（第 8 条関係）

事業完了報告書

事業者名	
施設の名称	
開設年月日	年 月 日
対象施設	☐ 地域密着型特別養護老人ホーム ☐ 認知症高齢者グループホーム ☐ 小規模多機能型居宅介護事業所 ☐ 看護小規模多機能型居宅介護事業所 ☐ 小規模な介護付きホーム ☐ 定期巡回・随時対応型訪問介護看護事業所 ☐ 小規模な養護老人ホーム
定員数	人
総事業費	円
事業期間	年 月 日 ～ 年 月 日
添付書類	・ 収支決算書（様式第 6 号） ・ 精算額算出内訳書（様式第 7 号） ・ 補助事業を行うために締結した契約に係る契約書の写し ・ 大規模修繕を行った箇所及び導入器具等を設置した箇所等を明示した平面図 ・ 導入器具等の一覧及び写真 ・ 補助事業に係る経費の支払を証する領収証の写しその他これに準ずるもの ・ その他参考資料

様式第6号（第8条関係）

收支決算書

1. 収入の部

(単位:円)

項目	決算額	内訳
合計		

2. 支出の部

(単位：円)

項目	決算額	内訳
合計		

様式第 7 号（第 8 条関係）

精算額算出内訳書

施設の種類

施設の名称

（単位：円）

補助対象 事業	総事業費 A	対象経費の 実支出額 B（≦A）	寄付金その 他の収入額 C	差引額 D＝ （A－C）	交付基準額 E	補助金 所要額 F	交付済 額 G

（注） F 欄には、 B 欄、 D 欄及び E 欄を比較して最も低い額を記入すること。